

# 重粒子線がん治療施設整備運営事業

## 基本協定書（案）

# 重粒子線がん治療施設整備運営事業 基本協定書

## 〈目 次〉

<b>第1章 総 則</b> ……………	2
第1条 (基本協定の目的及び解釈) ……	2
第2条 (本事業の趣旨の尊重) ……	2
第3条 (本事業の概要等) ……	2
第4条 (本事業における民間事業者の役割) ……	2
第5条 (本事業における民間事業者の役割及び責任) ……	2
第6条 (基本協定の期間) ……	3
第7条 (費用負担) ……	3
<b>第2章 事業用地</b> ……………	3
第8条 (事業用地) ……	3
<b>第3章 本施設の設計及び建設</b> ……………	3
第9条 (本施設の設計及び建設) ……	3
<b>第4章 本施設の維持管理及び運営</b> ……………	4
第10条 (運営等の開始日) ……	4
第11条 (本施設の供用、維持管理及び運営) ……	4
第12条 (運営基準) ……	4
第13条 (運営評価委員会(仮称)) ……	4
<b>第5章 モニタリング</b> ……………	4
第14条 (モニタリング) ……	5
<b>第6章 当事者の債務不履行</b> ……………	5
第15条 (民間事業者側の債務不履行による解除) ……	5
第16条 (定期借地権設定契約の解除) ……	5
第17条 (不可抗力による解除等) ……	5
第18条 (法令変更による解除等) ……	6
<b>第7章 損害賠償</b> ……………	6
第19条 (損害賠償) ……	6
<b>第8章 雑則</b> ……………	7
第20条 (知的財産権) ……	7

第21条 (契約の地位の譲渡)	7
第22条 (通知等)	7
第23条 (秘密の保持)	7
第24条 (個人情報の保護及び当事者間の提供)	8
第25条 (準拠法)	8
第26条 (事業実施に係る事項)	8
第27条 (適用順位)	8
第28条 (管轄裁判所)	8
第29条 (疑義の決定等)	8

# 重粒子線がん治療施設整備運営事業

## 基本協定書

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）は、大阪府立成人病センター移転建替え予定地の隣接地において機構が所有する土地において、府民に最先端のがん医療を提供することを目的として、粒子線がん治療施設（以下「本施設」という。）の整備・運営事業の事業化を行うこととした。本施設の整備及び運営は民間事業者が行うこととし、病院機構は、本事業を実施する民間事業者を選定するための公募手続を実施した。

病院機構は、本事業に係る募集要項等（以下「募集要項等」という。）に従い、外部有識者等による選定委員会を設置し、選定委員会による審査・選定を受けて、[●]を民間事業者（以下「民間事業者」という。）として決定した。

病院機構は、民間事業者と協議を行い、その結果、募集要項等に従って本事業を行う事業者となることを確認した。

病院機構及び民間事業者は、かかる経緯の下、本事業の実施に関して、次のとおり合意し、この基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総則

(基本協定の目的及び解釈)

第1条 基本協定は、本事業における当事者（病院機構及び民間事業者）の役割及び基本的合意事項について定めるとともに、本施設の整備に関する事項、本施設の運営に関する事項、病院機構及び民間事業者の関連契約の締結に関する事項等を定める。

2 基本協定において用いられる語句は本文中において特に明示されているものを除き、「別紙1 用語の定義」において定められた意味を有するものとする。

(本事業の趣旨の尊重)

第2条 民間事業者は、本事業の募集要項に規定する本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重し、本事業における民間事業者の義務を誠実に履行する。

2 病院機構は、本事業が民間の事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(本事業の概要等)

第3条 本事業は、民間事業者が病院機構から事業用地を借り受け本施設を整備・運営し、事業終了により土地を病院機構に返還することによって構成される。

2 本事業は、「別紙2 日程表」に規定する事業日程に従って実施する。ただし、病院機構と民間事業者が協議により事業日程を変更した場合は、変更後の日程に従って実施する。

(本事業における民間事業者の役割)

第4条 本事業の病院機構と民間事業者の役割分担において、民間事業者は、おおむね次の役割を果たす。

- (1) 民間事業者は、募集要項等に従い、病院機構から定期借地権の設定を受け、借地料を支払う。
- (2) 民間事業者は、基本協定、募集要項等及び事業者提案に従い、民間事業者の費用負担において本施設の整備を行う。
- (3) 民間事業者は、運営開始日までに本施設を運営可能な状態にする。
- (4) 民間事業者は、本施設の完工後、基本協定、定期借地権設定契約及び事業者提案に従い、運営期間終了まで本施設の維持管理及び運営を行う。
- (5) 民間事業者は、運営期間終了により、本施設を撤去し、土地を更地にて病院機構に返還する。

(本事業における民間事業者の役割及び責任)

第5条 前条に規定する民間事業者の役割を果たすため、民間事業者は「別紙3 民間事業者及び協力事業者の役割」に規定する業務について、自ら実施し又は別紙3に記載する協力

事業者に業務を発注する。

- 2 民間事業者は、やむを得ない事由があるときは、協力事業者の変更を病院機構に申請することができるものとする。
- 3 病院機構は、協力事業者の変更がやむを得ない事由によるものであると認め、かつ、協力事業者の変更によっても民間事業者の本事業の実施能力が確保されていると認めるときは、協力事業者の変更を認めるものとする。

(基本協定の期間)

第6条 基本協定の期間は、基本協定の締結日から定期借地権設定契約の終了までとする。

(費用負担)

第7条 本事業において、病院機構及び民間事業者はそれぞれ、次の費用を負担する。

- (1) 民間事業者は、定期借地権設定契約の締結に際し、病院機構に保証金を預託し、定期借地権設定契約の期間中、借地料を病院機構に支払う。
- (2) 民間事業者は、本施設の設計、建設、工事監理、所有、維持管理・運営、解体撤去及び事業用地の更地返還に係るすべての費用を負担する。

## 第2章 事業用地

(事業用地)

第8条 病院機構と民間事業者は、民間事業者が事業用地上に本施設を所有するための定期借地権の設定をうけるため、「様式1 定期借地権設定契約の様式」の内容を基本として定期借地権設定契約を締結する。

- 2 前項の定期借地権設定契約は、本施設の建設工事の着工までに公正証書を作成して締結するものとする。契約締結の費用は民間事業者が負担する。
- 3 民間事業者は、定期借地権設定契約の締結と同時に、同契約に定める保証金を病院機構に納付しなければならない。保証金の金額は、本施設の解体撤去費相当額(金340,000,000円)に提案借地料の12カ月分を合計した金額とする。

## 第3章 本施設の設計及び建設

(本施設の設計及び建設)

第9条 本施設の建物の配置及び設計に関する骨格的事項は「別紙4 本施設整備計画書」のとおりとする。

- 2 民間事業者は、基本協定、募集要項等及び事業者提案に従い、関係法令等を遵守の上、本施設の設計を行う。

- 3 民間事業者は、病院機構の確認を受けた設計図書、基本協定、募集要項等及び事業者提案に従い、関係法令を遵守の上、本施設を建設する。
- 4 民間事業者は、事業用地の引渡しを受ける前に、本施設の設計又は建設に関する各種調査及び準備作業等を事業用地で行う場合、病院機構に事前に連絡し、病院機構の承認を得るものとする。
- 5 民間事業者は、本施設の建設に起因して病院機構又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 第4章 本施設の維持管理及び運営

(運営等の開始日)

第10条 民間事業者は、本施設の運営開始日に、本施設の運営を開始する。

(本施設の供用、維持管理及び運営)

第11条 民間事業者は本施設を重粒子線治療の用途に供し、事業者提案に従って、維持管理及び運営を行う。

- 2 本施設の維持管理及び運営は、民間事業者が自己の責任及び費用において行う。
- 3 民間事業者は、本施設の維持管理及び運営に起因して、病院機構又は第三者に対して損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(運営基準)

第12条 民間事業者は、本施設の運営において、「別紙5 運営基準」を遵守しなければならない。

(運営評価委員会(仮称))

第13条 民間事業者は、病院機構が、本施設の運営状況を確認し、必要に応じて助言や協議を行う運営評価委員会(仮称)を設置する予定があることを了解する。

- 2 病院機構が前項の委員会を設置したときは、民間事業者は委員会への出席が求められたときはこれに出席し、運営状況等について説明を行い、助言を受け、協議を行うものとする。
- 3 民間事業者は、基本協定又は定期借地権設定契約に基づき病院機構に提供又は提出した情報、書類、図面等を病院機構が第1項の委員会において委員に提出し、写しを配布することに同意する。

#### 第5章 モニタリング

(モニタリング)

第14条 病院機構は、民間事業者が基本協定、定期借地権設定契約及び事業者提案に従って本施設を整備し運営していることを確認するため、「別紙6 モニタリング」を実施する。

- 2 民間事業者は、病院機構が実施するモニタリングに協力するため、別紙6に定める書類等を病院機構に提出しなければならない。

## 第6章 当事者の債務不履行

(民間事業者側の債務不履行による解除)

第15条 次に掲げる事由が発生したときには、病院機構は、催告することなく基本協定を解除することができる。

- (1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により基本協定の履行が不能となったとき。
  - (2) 民間事業者又は協力企業のいずれかに係る破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続又はこれに類似する倒産手続について申立（自己申立を含む。）がなされたとき。
  - (3) 民間事業者の責めに帰すべき事由により、「別紙2 日程表」に規定する本施設の運営開始日に運営を開始できないとき又は運営を開始できる見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (4) 民間事業者が本事業を放棄したと認められるとき。
  - (5) 「別紙6 モニタリング」で解除が認められるとき。
- 2 次に掲げる事由が発生し、病院機構が民間事業者に対し、60日の期間を設けて催告したにも関わらず、なお治癒されない場合は、病院機構は基本協定を解除することができる。
    - (1) 民間事業者が、本施設の着工日を過ぎても、正当な理由なくして、工事に着手しないとき。
    - (2) 民間事業者が、民間事業者の責めに帰すべき事由により基本協定に基づく義務を履行しないとき。

(定期借地権設定契約の解除)

第16条 定期借地権設定契約が同契約の規定に従い解除された場合、基本協定は終了するものとする。

(不可抗力による解除等)

第17条 病院機構及び民間事業者は、不可抗力により基本協定の履行が不能になった場合、別紙2に定める事業日程に遅延が生じた場合又はそのおそれが認められる場合は、相手方に対して速やかに通知しなければならない。

- 2 不可抗力による履行不能又は事業日程の遅延については、債務不履行とならず、損害賠償責任等を負うものではない。



- 3 不可抗力により本施設が損壊し、又はその他民間事業者が生じた損害は、すべて民間事業者が負担する。
- 4 不可抗力の発生に伴い基本協定の変更が必要なときは、病院機構と民間事業者で協議の上、基本協定を変更する。基本協定の変更による増加費用は、病院機構及び民間事業者が協議の上、各自が生じたものについてそれぞれ負担する。
- 5 病院機構及び民間事業者は、不可抗力により履行が不能になった場合又は本事業の目的を達成することができない若しくは達成することが著しく困難になったと判断するときは、相手方と協議の上、基本協定を解除することができる。
- 6 第1項の不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他通常の予想を超えた自然的又は人為的な事象であって、当事者の責めに帰すことができない事由をいう。

(法令変更による解除等)

- 第18条 病院機構及び民間事業者は、法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の変更により基本協定の履行が不能となった場合又は別紙2に定める事業日程に遅延が生じた場合若しくはそのおそれが認められるときは、相手方に対して速やかに通知する。
- 2 法令の変更による履行の不能又は事業日程の遅延は、債務不履行とはならず、損害賠償責任等を負うものではない。
  - 3 法令の変更により、本施設の増改築が必要となり、増員が必要となり、その他、本施設の整備及び運営維持管理に関し生じる増加費用は、すべて民間事業者が負担する。
  - 4 法令の変更に伴い基本協定の変更が必要なときは、病院機構と民間事業者で協議の上、基本協定を変更する。基本協定の変更に伴う増加費用は、病院機構及び民間事業者が協議の上、各自が生じたものについてそれぞれが負担する。
  - 5 病院機構及び民間事業者は、法令変更により履行が不能になった場合又は本事業の目的を達成することができない若しくは達成することが著しく困難になったと判断するときは、相手方と協議の上、基本協定を解除することができる。

## 第7章 損害賠償

(損害賠償)

- 第19条 基本協定の各当事者が、それぞれに定める債務の履行に関して、相手方の当事者の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、その損害につき、当該当事者に対して、賠償を請求することができる。

## 第8章 雑則

### (知的財産権)

第20条 本事業に関連して、病院機構が民間事業者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、病院機構に留保される。

- 2 本事業に関連して、民間事業者が病院機構に対して提供した図面等の成果物の著作権その他の知的財産権は、民間事業者に属する。
- 3 民間事業者は、本施設を写真、透視図、絵画その他の媒体により表現することについて、著作権その他の知的財産権に基づき、病院機構が民間事業者から提出を受けた著作物を利用することを許諾する。
- 4 病院機構は、本事業の実施に必要な場合は、民間事業者から提出を受けた図面、書面等の成果物及び本施設の内容を利用し、公表することができる。ただし、病院機構は、公表しようとする資料に民間事業者のノウハウ又は公知になっていない経営情報が含まれると認める場合は、事前に民間事業者の承諾を得なければならない。

### (契約の地位の譲渡)

第21条 病院機構及び民間事業者は、相手方の同意ある場合を除き、基本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し又はその他の処分をしてはならない。

### (通知等)

第22条 基本協定に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除等は、書面により、基本協定に記載された当事者の名称、住所あてに行う。

- 2 民間事業者がその名称又は住所を変更した場合は、相手方に変更内容を通知しなければならない。民間事業者は、この通知を行わない場合には、不到達をもって病院機構に対抗できない。

### (秘密の保持)

第23条 病院機構及び民間事業者は、基本協定の履行に関して相手方より秘密情報として提供を受けた事項の内容（以下この条において「秘密事項」という。）を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント並びに民間事業者からこの契約に基づく業務の実施の委託を受け若しくはこれを請け負った者（以下この条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、又は基本協定の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 病院機構及び民間事業者は、秘密事項を第三者に漏らさないよう役員等に対して必要な措置をとらなければならない。
- 3 前2項の秘密事項は、当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの、法令の規定により又は正当な権限を有する公的機関に

より開示を要求されたもの及び基本協定の規定により開示、公開等できるものは含まない。

(個人情報の保護及び当事者間の提供)

第24条 民間事業者は、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月大阪府条例第2号）を遵守し、本事業に関して知り得た個人情報を適正に取り扱い、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(準拠法)

第25条 基本協定は、日本国の法令に準拠する。

(事業実施に係る事項)

第26条 病院機構及び民間事業者は、民間事業者による本事業の実施に関し、協議を行い、募集要項等及び事業者提案の趣旨に反しない限りで合意することができる。民間事業者は、この基本協定、募集要項等及び事業者提案のほか、かかる合意の内容に従い、本事業を実施しなければならない。

2 前項の合意は、書面によらなければならない。

(適用順位)

第27条 基本協定、募集要項等及び事業者提案の適用順位については、次のとおりとする。

- (1) 基本協定
- (2) 募集要項等
- (3) 事業者提案

(管轄裁判所)

第28条 基本協定に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第29条 基本協定の解釈について疑義を生じたときは、当事者が協議の上、これを定める。基本協定締結の証として、本協定2通を作成し、病院機構及び民間事業者が記名押印の上、病院機構及び代表事業者である構成員が原本各1通を保有する。

平成●年●月●日

[大阪市住吉区万代東三丁目1番56号]  
地方独立行政法人大阪府立病院機構  
理事長

(民間事業者)

別紙1 (第[1]条関係)

用語の定義

1. 「運営開始日」及び「運営終了日」とは、それぞれ、別紙2に運営開始日及び運営終了日として規定される日をいう。
2. 「運営期間」とは、運営開始日から運営終了日までの期間をいう。
3. 「事業期間」とは、この基本協定締結の日から定期借地権設定契約終了の日までの期間をいう。
4. 「事業者提案」とは、本事業の民間事業者の基準において民間事業者から提出された提案書及びこれを補足、説明するための一切の図書をいう。
5. 「事業用地」とは、募集要項に添付の計画敷地図に示す土地をいう。
6. 「定期借地権設定契約」とは、事業用地にかかる定期借地権の設定を目的として病院機構と民間事業者が締結する定期借地権設定契約をいう。
7. 「募集要項等」とは、本事業の民間事業者募集の手續にかかる募集要項及びその付属資料並びに質問回答をいう。
8. 「本事業」とは、病院機構の重粒子線がん治療施設整備運営事業をいう。
9. 「本施設」とは、民間事業者が事業用地上に整備する建物（付帯施設及び工作物を含む）をいう。

別紙2 (第[3]条関係)

日 程 表

基本協定の締結	平成〇年〇月〇日
設計終了	平成〇年〇月
現場着工	平成〇年〇月
試運転開始	平成〇年〇月
運営開始日	平成〇年〇月〇日
運営終了日	平成〇年〇月〇日
解体・撤去	平成〇年〇月から平成〇年〇月
事業用地返還	平成〇年〇月〇日まで

別紙3 (第[5]条関係)

民間事業者及び協力事業者の役割

本事業において、民間事業者及び協力事業者は次の業務を実施する。

- (1) [●]  
本施設の設計を担当する。
- (2) [●]  
本施設の建設工事の工事監理を担当する。
- (3) [●]  
本施設の建設工事を担当する。
- (4) 民間事業者  
本施設の運営を担当する。
- (5) [●]  
本施設の装置の設置業務を担当する。
- (6) [●]  
本施設の保守点検を担当する。

別紙4 (第[9]条関係)

本施設整備計画書



別紙5 (第[12]条関係)

運営基準

モニタリング

病院機構は、民間事業者が基本協定、定期借地権設定契約及び事業者提案に従って本施設を整備し運営していることを確認するため、モニタリングを実施する。

民間事業者は、必要に応じ委託者のモニタリングに協力する。

1 本施設の設計・建設のモニタリング

提出書類	提出時期
設計・施工計画書	施設全体の設計・施工計画スケジュール策定時 (策定後 10 日以内)
基本設計図書	基本設計終了時 (終了後 10 日以内)
実施設計図書	実施設計終了時 (終了後 10 日以内)
施設・設備に関する図面、 添付文書等	施設竣工・装置設置完了 時
施工進捗報告書	施工開始後、毎月 1 回

(注) 提出書類には本事業の要求水準、提案内容の充足有無に関するセルフモニタリングチェックリスト (様式適宜) も添付すること。

2 本施設の装置の設計・建設のモニタリング

提出書類	提出時期
完成図書	詳細設計、製作、工事、 試験終了時 (各終了後 10 日以内)

(注) 提出書類には本事業の要求水準、提案内容の充足有無に関するセルフモニタリングチェックリスト (様式適宜) も添付すること。

3 本施設の運営のモニタリング

提出書類	提出時期
事業年度計画書 (運営期間中のみ)	毎事業年度 (事業年度開始前まで)
事業年度報告書	毎事業年度

(運営期間中のみ)	(事業年度終了後 3 ヶ月以内)
-----------	------------------

(注) 提出書類には本事業の要求水準、提案内容の充足有無に関するセルフモニタリングチェックリスト(様式適宜)も添付すること。

#### 4 本施設の解体・撤去のモニタリング

提出書類	提出時期
解体設計図書	解体設計終了時
解体撤去報告書	解体撤去終了時

#### 5 敷地境界等における放射線量の測定・監視のモニタリング

提出書類	提出時期
放射線量の測定・監視報告書	毎月 1 回 (翌月 10 日以内)

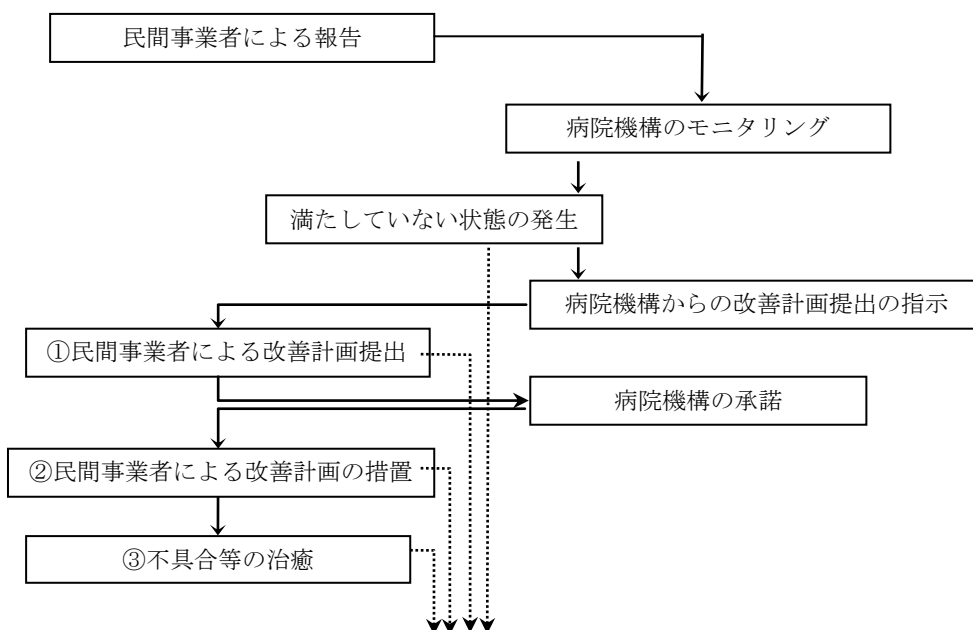
#### 6 事業にかかる財務モニタリング

提出書類	提出時期
事業年度の損益、貸借状況のわかる財務諸表又はこれらに類するもの	毎事業年度 (事業年度終了後 3 ヶ月以内)

上記 1～6 のほか、病院機構は、必要に応じて随時モニタリングを実施することができるものとする。随時モニタリングは病院機構の職員等の本施設への立入り及び民間事業者等から説明を受けることを含む。また、本施設において事故のあった場合には、民間事業者は病院機構に速やかに報告し、モニタリングに協力するものとする。

#### 7 民間事業者の事業実施が基本協定等に反したときの措置

モニタリングは以下のとおり行うものとする。



**【モニタリングにより民間事業者の業務内容が業務要求水準、提案内容、基本協定又は定期借地契約を明らかに満たしていない場合の治癒のフロー】**

満たしていない状態の発生後に、病院機構は民間事業者に対して改善計画の提出を指示し、民間事業者は改善計画を病院機構に提出する。

病院機構は民間事業者と協議を行った上で、民間事業者の改善計画に承諾を与え、民間事業者は改善計画の措置を行い、不具合を治癒するものとする。

**【モニタリングにより満たしていない状態が治癒されない場合】**

以下の場合、病院機構は、基本協定及び定期借地権設定契約書を解除できるものとする。

- ①民間事業者が、病院機構による改善計画提出の指示日より 60 日以内に改善計画を提出しない場合
- ②民間事業者が、病院機構による改善計画の承諾日より 60 日以内に改善計画の措置を開始しない場合
- ③民間事業者が改善計画の措置を行ったにもかかわらず、改善計画の措置開始より 60 日以内に満たしていない状態が治癒されない場合